

オンライン本会議の実現に向けた地方自治法の改正等を求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染症の拡大期において、デジタル技術は社会経済活動を継続するための有用なツールであることが広く認識されたところである。

大津市議会では、委員会へのオンライン出席について、いち早く条例改正を行い、実施体制を整え、制度を活用してきた。オンライン委員会には、感染症の蔓延時のほか、育児、介護等の事情により参集が困難な場合等においても審査に参加できるなど、大きなメリットが認められている。

一方、本会議については、令和5年2月に総務省から「出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で「質問」をすることは差し支えない」との見解が示されたことから、大津市議会においては、オンライン一般質問の実施に向けて、運営や設備に関する課題を整理した上で、先般条例改正を行い、実施体制の整備を完了したところである。

しかしながら、本会議における表決や定足数の条件である出席については、地方自治法上、現に議場にいる必要があるとの解釈が総務省から示されているため、現行の法解釈の下では感染症の蔓延時等に議会の機能を十分に発揮できず、多様な住民ニーズに迅速に対応することができない。

よって、国においては、議会が果たす役割の重要性に鑑み、本会議へのオンラインによる出席が議事全般において可能となるよう、条例への委任も含め、早急に法改正等の必要な措置を講じられるよう求める。

また、デジタル技術を活用した議会の運営に対する国の財政支援については、令和6年度、地方財政計画に地域デジタル社会推進費が計上されたところであるが、令和7年度以降も継続的に財政支援を実施されるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

大津市議会議長
竹内基二